



(注) 検討項目の前の数字は本ガイドラインの章番号を示す
 *1 2.4～2.6の検討に加え、2.7～2.10その他検討が必要な項目は、地域の実績に応じて設定する。
 *2 必要に応じて、港湾管理者と相談の上、協議会に対して意見を求めることができる。
 2.8～2.10は検討が望ましい事項。

図-2.1 本ガイドラインの検討フロー図(協議会を設置する場合)